

令和8年1月28日

超党派「成育基本法推進議員連盟」

会長 野田聖子 殿

事務局総長 自見はなこ 殿

出産ケア政策会議 代表 古宇田千恵  
出産ケア政策会議 顧問 井上清成

## 正常分娩を保険適用の対象とする 妊産婦中心の「出産保険」制度の創設を求める提言（その8）

### 自宅分娩と妊婦健診を容易にする「訪問助産」の勧め

#### はじめに —「訪問助産」の勧め

現在、正常分娩の現物給付化の大枠が決まり、詳細の詰めが議論されているところである。また、妊婦健診についても現金給付のままながらも、その標準額が設定される方向である。

そこで、施設分娩に限らず、自宅分娩をも容易にすべく、出張分娩（訪問助産）の現物給付化の詳細に着目しなければならない。また、施設における妊婦健診の現金給付の標準額設定のみならず、妊婦の自宅への出張健診（訪問助産）の現金給付の標準額設定も忘れてはならない。

ここでは、その趣旨・内容を明らかにしつつ、妊婦健診と自宅分娩を容易にする「訪問助産」を勧めたい。

#### 1. 過疎地域における訪問助産（出張分娩・出張健診）の勧め

産科医療機関の分娩施設の都市部への集約化が進み、特に周辺部の過疎地域においては分娩施設が無くなり、妊婦が遠方の都市部に出掛けていかねばならなくなってしまっている。そのため、分娩ならず妊婦健診にも甚だ困難を来たしている。そのような過疎地域においては、助産師が自宅訪問をして行う出張分娩や出張健診が強く望まれている。そこで、特に過疎地域においては、訪問助産（出張分娩、出張健診）が勧められよう。

#### 2. 訪問助産の適切な報酬額設定

すでに妊婦の産科施設への往復交通費が補助されつつある現在、その逆の助産師による自宅訪問についても、往復交通費と出張手当を基本料金に加算すべきである。そこに高額ではなく適切な報酬額（往復交通費、出張日当）を算定するならば、過疎に悩む地域の妊婦においても朗報となることであろう。

以上